

裁判所めぐり「宮崎」

宮崎地方・家庭裁判所

宮崎あれこれ

宮崎は、青島や日南海岸に代表されるように身体まで染まりそうな蒼空と紺碧の海など南国情緒豊かなイメージがあります。本庁庁舎の正面玄関前にも、南国を象徴するそてつが独特の深緑の葉を茂らせています。

その同じ県内にスキー場があるなんて、なかなか想像することができないのではないのでしょうか。県北部の五ヶ瀬(ごかせ)・高千穂地方は、厳しい北国の表情を持つ、もう一つの<宮崎の顔>でもあります。



宮崎地方・家庭裁判所庁舎

中でも高千穂は、「天孫降臨(てんそんこうりん)」の伝承を持つ<神話のふるさと>として知られています。国見ヶ丘(くにみがおか)・くし触峯(くしふるのみね)をはじめ、「岩戸神楽」の原点、天岩戸神社の周辺には、天岩戸(あまのいわと)や天安河原(あまのやすかわら)などの神話の舞台が、今も古代そのままのたたずまいで点在しています。

日向灘に注ぐ、五ヶ瀬川の上流に位置している高千穂には、阿蘇山の噴火による溶岩で形

造られたという「柱状節理(ちゅうじょうせつり)」の渓谷美を持つ高千穂峽があり、新緑の夏、紅葉の秋と四季折々の美しさを見せてくれます。



高千穂峽

毎年11月を迎えると、この地方の集落のあちこちから神楽太鼓の響きが流れてきます。秋の収穫に感謝し、「五穀豊穰」を祈る伝統行事「夜神楽」の季節が、山峡の村々にとって、最も活気づく祭りの季節です。

「夜神楽三十三番」とも呼ばれるこの高千穂神楽の特色は、夕方からの「彦舞」に始まり、明け方の「雲下し」までの三十三番の神楽が夜を徹して舞われ、その上演時間の長さにとぎやかで温かい「神楽宿」の独特の雰囲気にあります。

ほしやどん(神楽の舞い手=奉仕者の意)や神楽宿の人々と見物客(遠方からの観光客が年々増えています。)との交流も夜神楽の魅力の一つです。雪のちらつく戸外の寒気とるつぽのように湧きかえる神楽宿、まさに冬の風物詩でもあります。

ようやく夜神楽が果てるころ、高千穂郷は神代さながらの雲海に彩られます。



高千穂夜神楽

著名事件

最近の著名事件としては、「シーガイア住民訴訟」があります。これは、宮崎県知事が、平成12年1月21日、フェニックス・リゾート株式会社(いわゆるシーガイア)の支援を目的として設立された財団法人宮崎コンベンションビューローに対し60億円の公的資金を支出した行為は、地方自治法232条の2の「公益上の必要性」が存在しないことなどを理由として、宮崎県民である原告らが宮崎県知事を相手に損害賠償を求めた住民訴訟です。

このほか、「全国トンネルじん肺損害賠償訴訟」があります。この訴訟は、長年にわたり各地のトンネル工事に従事していた原告らが、じん肺に罹患したとして、トンネル工事の元請業者である被告らに対し、債務不履行又は不法行為を理由として損害賠償を請求した事案であり、宮崎地方裁判所には、平成10年4月から平成13年7月までの間、4次にわたる訴えが提起されました。早期解決を目指した全国的な取組や当事者双方の協力のもと、当初70名を数えた原告のほとんどについて和解が成立し、平成15年1月末現在、2人を残すのみとなっています。

主な広報活動

宮崎地方・家庭裁判所では、通年、一般市民や学生などを対象に裁判傍聴や庁舎見学会を行っています。その中では、裁判官による裁判制度の説明や講話を取り入れ、参加者からは「裁判所が身近に感じられるようになった。」という感想も頂いています。

平成14年5月の「憲法週間」には、地元の高校への出張講義を行い、生徒たちも、裁判官、検察官及び弁護士の生の声を聴いて司法に対する関心を寄せていました。また、平成14年

10月の「法の日週間」には、調停制度80周年記念行事を兼ね、宮崎地方・家庭裁判所長や調停委員によるテレビ・ラジオ出演を行い、破産などの多重債務整理手続や民事・家事調停手続について分かりやすく説明しました。

さらに、毎年恒例の無料法律相談会も実施しており、管内も含め、多くの相談者が訪れ、担当の弁護士、人権擁護委員、裁判所書記官が相談者の悩みや法律問題などの相談を受けました。また、平成14年11月には調停手続相談会を開くなどして、市民の相談窓口を更に充実させようと日々取り組んでいます。

職員の日常活動

職員のレクリエーションの一環として、テニス、サッカー、野球、バレーボール、弓道等を行っています。中でも弓道は、都城市が弓の生産日本一を誇ることもあり、裁判所職員も各地で行われる弓道大会に参加し、地域との交流を深めています。



試合に臨む弓道部の面々